

設楽町簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年5月29日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年度設楽町規則第 1 3 号

設楽町簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

設楽町簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則(令和 5 年設楽町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第91条第 1 号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第 2 号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第 3 号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第 4 号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第 6 号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

設楽町簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和5年設楽町規則第10号）新旧対照表

改正後	改正前
(随意契約) 第91条 施行令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約とすることができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない場合とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u> (2) 財産の買入れ <u>150万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) (略) (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u>	(随意契約) 第91条 施行令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約とすることができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない場合とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u> (2) 財産の買入れ <u>80万円</u> (3) 物件の借入れ <u>40万円</u> (4) 財産の売払い <u>30万円</u> (5) (略) (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u>